

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク (洪水：ハザードマップ)	本町の河川は、二級河川二河川、二級河川熊野川及び二級河川平谷川並びにそれらの支流の普通河川や砂防指定地内普通河川が流れているが、河道浚渫などを行っているものの、洪水により、人命や財産に大きな被害を与える恐れがある。
●熊野町防災ハザードマップ <a href="https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1516093107751/index.html">https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1516093107751/index.html</a>	
●洪水ポータルひろしま（浸水想定区域図） <a href="http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx">http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx</a>	
(土砂災害：ハザードマップ)	本町の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布しているが、花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変化が進行し、いわゆる「まさ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、土砂災害（特別）警戒区域や急傾斜地（特別）警戒区域が数多く指定されている。
●土砂災害ポータルひろしま <a href="https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx">https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx</a>	
●熊野町防災ハザードマップ <a href="https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1516093107751/index.html">https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1516093107751/index.html</a>	
(ため池：ハザードマップ)	本町には、農業用灌漑用水としての小規模なため池が多数点在している。これらのため池のほとんどは、大正時代以前に造られており、今日の農業関係者の高齢化、水田の荒廃等による維持管理の粗放化により老朽化がさらに進んでいることから、決壊等の恐れのある危険なため池は年々増加している。
●熊野町ため池ハザードマップ <a href="https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1674193105211/index.html">https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1674193105211/index.html</a>	
(地震：広島県地震被害想定調査結果)	「広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）」（以下「県調査報告」という。）によると、本町における人的、物的被害の概略は、次のとおりである。 1) 想定される地震の規模 想定される地震の規模は、県調査報告において想定されている以下の地震とした。

【想定される地震規模】

想定地震		想定対象		想定マグニチュード	今後30年以内の発生確率	
		地震	津波			
①海溝型地震	1) 南海トラフ巨大地震	○	○	9.0	60~90%程度以上	
	2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	6.7～7.4	40%程度	
②主要活動断層による地震	中央構造線断層帯	3) 讃岐山脈南縁西部区間	○	8.0程度又はそれ以上	ほぼ0～0.4%	
		4) 石鎚山脈北縁区間	○	7.3程度	0.02%以下	
		5) 石鎚山脈北縁西部区間	○	7.5程度	ほぼ0～12%	
		6) 伊予灘区間	○	8.0程度又はそれ以上	ほぼ0%	
		7) 3)～6)の4連動	○	—	不明	
	岩国一五日市断層帯	8) 己斐断層区間	○	7.1程度	不明	
		9) 五日市断層区間	○	7.2程度	不明	
		10) 岩国断層区間	○	7.6程度	0.03～2%	
		11) 8)～10)の3連動	○	—	不明	
12) 安芸灘断層帯		○	○	7.2程度	0.1～10%	
13) 広島湾一岩国沖断層帯		○	○	7.5程度	不明	
14) 長者ヶ原断層一芳井断層		○	—	7.3程度	不明	
15) 簡賀断層		○	—	7.8程度	不明	
③どこでも起こりうる直下の地震		○	—	6.9	—	

2) 想定される被害の状況

県調査報告においては、各地震による建物被害、人的被害及びライフライン被害が次のように想定されている（参考として、可能な範囲で県全体の数値を下段等にカッコ書きで記載）。

【想定地震における建物被害（全壊・火災）の想定】

(単位：棟)

想定地震	揺れ	液状化	津波	土砂災害	合計	火災
南海トラフ巨大地震	0 (5,937)	233 (45,102)	0 (38,351)	0 (558)	233 (89,949)	(※1) 14 (919)
安芸灘～伊予灘～豊後水道	71 (9,059)	245 (47,503)	0 (16,029)	3 (782)	319 (73,373)	(※2) 15
中央構造線断層帯（4連動）	0 (100)	56 (8,532)	0 (19,679)	0 (41)	56 (28,353)	(※2) 0
岩国一五日市断層帯（3連動）	3 (26,855)	242 (36,961)	0 (0)	1 (594)	246 (64,411)	(※2) 0
安芸灘断層帯	0 (12)	58 (5,068)	0 (8,678)	0 (57)	58 (13,815)	(※2) 0
広島湾一岩国沖断層帯	0 (2,983)	238 (33,186)	0 (8,653)	0 (257)	238 (45,079)	(※2) 0
長者ヶ原断層一芳井断層	0 (17,481)	0 (10,249)	0 (0)	0 (329)	0 (28,059)	(※2) 0
簡賀断層	0 (3,719)	222 (30,333)	0 (0)	0 (206)	222 (34,258)	(※1) 13 (773)
熊野町直下地震	(※3)				(39,065)	(※1) (1,161)

※1 「冬18時・風速11m/s」を想定。

※2 「冬深夜・風速11m/s」を想定。

※3 全壊の主な原因是液状化である。

※4 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

【想定地震における人的被害の想定】		上段：熊野町、下段カッコ：県全体			(単位：人)
想定地震		死者数 (※1)			災害関連死者数 (※2)
		津波	その他 (建物倒壊等)	合計	
南海トラフ巨大地震	0 (12, 602)	0 (385)	0 (12, 987)	12 (10, 943)	5~10 (1, 853~3, 705)
安芸灘～伊予灘～豊後水道	4 (12, 347)	1 (663)	5 (13, 009)	87 (13, 404)	8~15 (1, 681~3, 362)
中央構造線断層帯（4連動）	0 (12, 879)	0 (8)	0 (12, 887)	0 (3, 106)	1~3 (942~1, 883)
岩国一五日市断層帯（3連動）	0 (0)	0 (2, 106)	0 (2, 105)	20 (16, 652)	5~11 (1, 212~2, 425)
安芸灘断層帯	0 (10, 807)	0 (5)	0 (10, 812)	0 (3, 844)	1~3 (731~1, 462)
広島湾一岩国沖断層帯	0 (10, 227)	0 (223)	0 (10, 450)	1 (7, 390)	5~10 (1, 226~2, 453)
長者ヶ原断層一芳井断層	0 (0)	0 (1, 151)	0 (1, 151)	0 (7, 679)	0 (361~722)
筒賀断層	0 (0)	1 (278)	1 (278)	2 (2, 879)	5~9 (673~1, 347)
熊野町直下地震	(※3)		(341)	(3, 671)	記載なし

※1 南海トラフ巨大地震は「冬深夜・風速 11m/s」、筒賀断層・熊野町直下地震は「冬 18 時・風速 11m/s」、それ以外の地震は「冬深夜・11m/s」を想定。

※2 冬 18 時を想定。

※3 死傷者の主な原因是「建物倒壊」である。

※4 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

【想定地震におけるライフライン被害（最大）の想定】					※冬 18 時・風速 11m、発生直後
想定地震	上水道 (断水人口)	下水道 (支障人口)	電力 (停電軒数)	通信 (不通回線数)	
南海トラフ巨大地震	1, 890 (687, 587)	574 (928, 644)	112 (123, 650)	71 (35, 201)	
安芸灘～伊予灘～豊後水道	7, 102 (569, 033)	1, 354 (694, 711)	142 (79, 324)	89 (19, 631)	
中央構造線断層帯（4連動）	22 (200, 350)	107 (401, 919)	24 (54, 448)	15 (16, 423)	
岩国一五日市断層帯（3連動）	2, 665 (390, 881)	661 (176, 470)	114 (37, 025)	72 (11, 170)	
安芸灘断層帯	148 (81, 045)	205 (284, 521)	22 (36, 136)	14 (8, 069)	
広島湾一岩国沖断層帯	304 (219, 793)	361 (332, 504)	111 (46, 761)	70 (11, 395)	
長者ヶ原断層一芳井断層	0 (346, 055)	0 (51, 064)	0 (8, 354)	0 (4, 950)	
筒賀断層	643 (138, 579)	383 (56, 374)	106 (14, 721)	67 (4, 858)	
熊野町直下地震	(173, 166)	(42, 410)	(18, 848)	(5, 891)	

●広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

●南海トラフで発生する地震

[https://www.jishin.go.jp/regional\\_seismicity/rs\\_kaiko/k\\_nankai/](https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/)

●安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震

[https://www.jishin.go.jp/regional\\_seismicity/rs\\_kaiko/k26\\_aki\\_iyo\\_bungo/](https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k26_aki_iyo_bungo/)

(その他)

1) 過去の災害の状況

本町は、地形的、気象的条件及び周囲の特性を考慮すると最も発生頻度の高い災害として、台風による暴風雨、梅雨期の集中豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ、土石流等が挙げられる。

昭和20年の枕崎台風による被害以降、人的被害は発生していなかったが、平成30年7月豪雨では、死者12名、住宅被害が全壊27棟、大規模半壊9棟、半壊13棟など163棟で被害が発生した。

2) 平成30年7月豪雨の被害状況

i 雨量

① 総雨量

473mm（7月3日午前7時20分～7月9日午後4時までの間）

② 24時間最大降雨量

330mm（7月6日午前5時50分～7月7日午前5時40分までの間）

③ 1時間最大降雨量

66mm（7月6日午後6時50分～7月6日午後7時50分までの間）

ii 被害

① 人的被害

ア 死者12名（川角五丁目「大原ハイツ」の土石流による）

年齢性別	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~	合計
男性	1	3		2				1		7
女性				1	3			1		5
計	1	3		3	3			2		12

イ 重傷者10名（町外（県道矢野安浦線：矢野峠）での負傷者3名含む）

② 建物被害（被害棟数）

	熊野町	大原ハイツ	その他
全壊	27棟	17棟	10棟
大規模半壊	9棟	4棟	5棟
半壊	13棟	2棟	11棟
床上浸水	35棟	0棟	35棟
床下浸水	49棟	0棟	49棟
一部損壊	30棟	15棟	15棟
計	163棟	38棟	125棟

③ 道路、河川等の被災状況

被害箇所	箇所数	備考
道路	69箇所	法面崩壊、舗装破損
河川	35箇所	護岸崩壊、決壊、越水など
農林業施設	74箇所	土砂の流入、損壊など
上下水道	8箇所	送配水管、給水管破損

●熊野町地域防災計画

<https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1311057445257/index.html>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように 国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 632名
- ・小規模事業者数 562名
- ・商工業者の会員数 418名（令和7年度 商工会実態調査（令和7年4月1日時点））

【会員ベースの内訳】

	業種	商工業者	小規模事業者
商工業者	建設業	74	72
	製造業	107	102
	卸売業	8	7
	小売業	64	61
	飲食店・宿泊業	37	35
	サービス業	76	74
	その他	52	49
合 計		418	400

(3) これまでの取組

1) 熊野町の取組

熊野町では、平成30年7月豪雨災害をはじめとする大規模災害の経験を踏まえ、住民の生命と財産を守り、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、防災・減災に関する多面的な施策を推進している。

1. 計画の整備・策定

- ・熊野町地域防災計画の修正を行い、最新の災害リスクや課題を反映させた実効性のある防災体制を整備。
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画を修正し、広域的な地震災害に備えた対応力を強化。
- ・熊野町災害復興計画を策定。
- ・防災拠点施設整備構想を策定し、地域防災拠点の整備を進めた。
- ・熊野町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成。

2. 防災施設・インフラの整備

- ・防災行政無線のデジタル化により、防災情報を多様な手段で迅速に伝達することが可能となった。
- ・地域住民の避難・活動拠点として、東・西・中央防災交流センターを整備。

3. 制度・条例による仕組みづくり
  - ・熊野町防災の日を定める条例を制定し、防災週間にはパネル展示を行うなど、防災意識の啓発に努めた。
  - ・熊野町防災・減災まちづくり条例に基づき、住民や専門家を交えた熊野町防災・減災まちづくり会議を実施し、協働による地域防災力の向上を図っている。
4. 災害検証・記録の継承
  - ・平成 30 年 7 月豪雨の教訓を風化させないために被災状況や教訓を記録した被災誌を用いて防災学習や出前講座を行うことで、後世への継承と防災教育に取り組んでいる。
5. 情報提供と備え
  - ・住民の避難行動に直結するハザードマップの作成・配布を行い、地域の災害リスクを周知。災害時に必要な防災備品の計画的備蓄を進め、発災直後の生活支援体制を強化している。
6. 連携・協働の強化
  - ・公的機関や民間団体との災害協定の締結により、応急対応力の向上を図る。
  - ・消防、警察、自衛隊などの防災関係機関との連携強化を進めている。また、地域住民自らが防災活動に取り組む自主防災組織の設立・育成支援を行い、地域ぐるみでの防災力向上を推進している。

## 2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・広島県中小企業共済組合と連携した損害保険への加入促進
- ・商工会災害情報報告システムの活用
- ・LINEWORKS（非常時連絡網）の活用
- ・平成 30 年 7 月豪雨による災害復旧のための補助事業について

補助金項目	支援先	補助金	補助率
小規模事業者被災地型持続化補助金	小規模事業者 7 件	12,050 千円 上限 2,000 千円（国） 上限 250 千円（県） 補助率 計 3/4	
広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画	中小企業者 2 件 小規模事業者 5 件	62,750 千円	補助率 3/4

## 3) 第 1 期計画（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の実施状況

- ・国、県、市町、県連が行う BCP 策定セミナーの開催情報を周知し参加を促した。（会報誌、窓口指導、巡回指導等）
- ・専門家相談窓口による補助金申請に関する指導・助言の過程で事業継続力強化計画の策定を推奨し支援を行った。
- ・青年部主催の事業継続力強化計画策定セミナーを開催し、計画策定まで支援とフォローを行った
- ・新型コロナウイルス感染症対策相談窓口を開設し、資金繰りや補助金申請、雇用調整助成金等の相談など事業所ごとに抱える課題に対応した。

窓口相談対応数	262 回
個別訪問対応数	27 回

- ・事業継続力強化計画策定申請に向けて、「東日本大震災」「台風 19 号」の影響により甚大な被害を受けた福島県及び宮城県を視察。現地にて、事業継続に必要不可欠な 4 大資源の「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」に対するリスクへの備えを学んだ。
- ・LINE 公式アカウントを開設し、タイムリーな情報を行った。
- ・令和 6 年度のシステム変更に伴い「安否確認サービス 2」の活用を開始した。

・事業者 BCP 策定状況

項目	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
目標件数	6	6	6	6	6	30
実績件数	2	1	4	1	0	8
達成率	33%	17%	67%	17%	0%	27%

## II 課題

- 平成 30 年豪雨直後は BCP 策定や補助金活用が進んだが、時間の経過とともに事業者の危機意識が薄れ、策定件数が伸び悩んでおり、事業者ごとの状況に応じた丁寧な説明とフォローが必要。
- 人事異動やマンパワー不足により周知・運用が徹底されていない。
- 保険・共済やリスクマネジメントに関する助言ができる経営指導員が少ない。
- BCP 支援や災害対応のノウハウを持つ人材が不足し、事業者支援の深度に限界がある。
- 小規模事業者への予防接種推奨、体調不良者出社制限、衛生用品の備蓄などが浸透していない。
- 感染拡大時の勤務体制や関係機関との連携体制が整備されていない。
- 情報発信やセミナー実施などは行ったが、事業者全体への定着や自発的な取組には至っていない。
- 感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

## III 目標

- 地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時、非常時における連絡・情報共有対策を円滑に行うため、当会と熊野町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- 各保険会社と連携し、火災保険・共済など災害に備えた保険加入や見直しを推進する。
- 小規模事業者に対する事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、自主的な取組みを促す。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連絡体制を構築する。

### 【成果目標】

業種	BCP 作成支援事業者数（策定済・更新も含む）					
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
商工業者	建設業	1	1	1	1	5
	製造業	2	2	2	2	10
	小売業	1	1	1	1	5
	飲食業	1	1	1	1	5
	サービス・その他	1	1	1	1	5
	合計	6	6	6	6	30

※1 経営指導員あたり、年間 3 件の BCP 策定支援を目標とし、業種を問わず広く地域内事業者への支援を行う。

※住民生活や他の事業者の事業活動の復旧を助ける事業者に対して、特に早急な取り組みを支援する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年 4月 1日～令和13年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

### < 1. 事前の対策 >

発災時の混乱をさけるため、災害リスクの周知や防災意識の醸成を行う。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、障害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、偽・誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、「熊野町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」を令和7年8月に作成

#### 3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・生命保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認と継続支援を行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

## <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・熊野町商工会事業継続計画(BCPマニュアル)に記載の通りアプリを使った安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等、感染対策行動の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事務所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事務所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事務所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事務所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域について、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回情報共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する ※状況、内容に応じて、間隔を問わず随時情報共有する

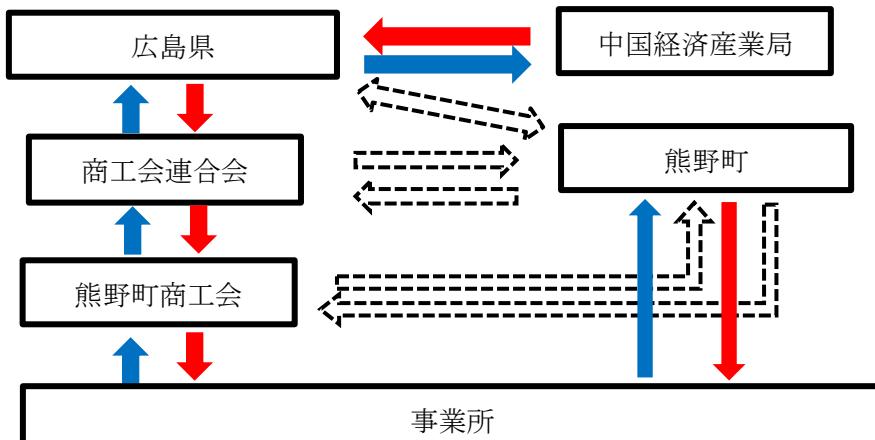
- ・当町で取りまとめた「熊野町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告・確認及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容を決定する。
- ・当会と当町は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算

定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



#### <4. 応急対応時の中小・小規模事業者における相談、支援>

- ・相談窓口の開設方法については熊野町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県及び熊野町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、補助金、融資・保険金の請求手続きにおける支援など被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や熊野町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

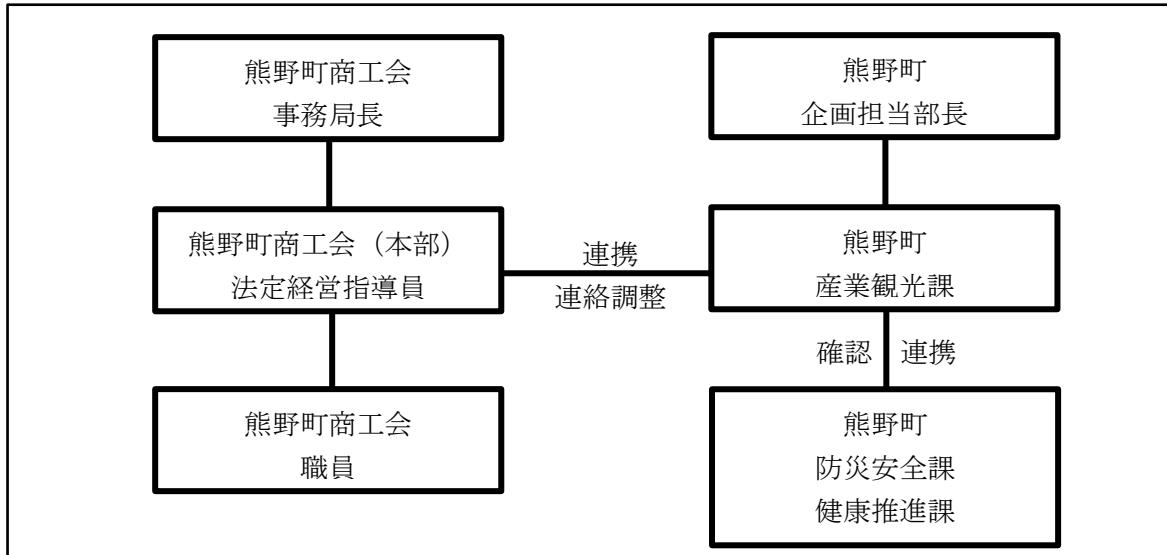
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先(3)-①参照  
経営指導員 岩田 誠 (連絡先は後述 (3) ①参照)

- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）  
本計画の具体的な取組を企画・実行する。  
本計画に基づく進捗状況、見直し等（1年に1回以上）について、隨時のワーキング会議、  
産業観光課との連絡会議を活用する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

- ① 熊野町商工会  
〒731-4214 安芸郡熊野町中溝 4-17-13  
TEL : 082-854-0216 FAX : 082-854-6458  
e-mail: kumano@hint.or.jp
- ② 熊野町総務部産業観光課  
〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1  
TEL : 082-820-5602 FAX : 082-854-8009  
e-mail: kanko@town.kumano.lg.jp
- ③ 熊野町住民生活部防災安全課  
〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1  
TEL : 082-820-5631 FAX : 082-854-8009  
e-mail: kiki@town.kumano.lg.jp

④ 熊野町健康福祉部健康推進課  
〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1  
TEL : 082-820-5637 FAX : 082-854-8009  
e-mail:kenko@town.kumano.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・パンフ・チラシ 作成	50	50	50	50	50
・セミナー（啓 発）	100	100	100	100	100
・セミナー（策 定支援）	100	100	100	100	100
・専門家派遣	150	150	150	150	150
・資料作成費	50	50	50	50	50
・郵送費 他	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
(1) (2) (3) • • •	
連携して事業を実施する者の役割	
(1) (2) (3) • • •	
連携体制図等	
(1)	
(2)	
(3)	